

令和 6 年度 第 12 回江津市農業委員会総会

日時：令和 7 年 3 月 21 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農用地利用集積等促進計画について

第3 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 その他

○出席農業委員（11 名）

1 番 佐々木英夫 2 番 田代和秋 3 番 二本木俊二 4 番 原田和徳
5 番 山本秀彦 6 番 田中克行 7 番 大村理之 8 番 和田幸子
9 番 深野政勝 10 番 山田博 11 番 藤井孝子

○ 出席推進委員（9 名）

壺岐和功、平野庄次、本多昌平、仲津和法、盆子原温、野田英夫
湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和 6 年度、第 12 回江津市農業委員会総会を開会いたします。連絡事項です。お手元に地域計画に係る集落協定の資料が配布してありますが、その他の事項で提案いたします。その際に、マスコミが取材のために入室するという報告を受けていますので、ご了承ください。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 昨日はお彼岸ということもあり、なにかとお忙しいことと思います。また先日は冷たい雨も降って、冬に逆戻りかと思っていたら、今日からは一転して、良い天気が続き、春本番の暖かさということです。なにぶん、天候が目まぐるしく変わるので体調には十分気を付けていただきたいと思います。さて、委員の皆様におかれては、今月の４日、５日に開催された地域計画エリア別会議にご協力ありがとうございました。昨年７月に地域計画を策定し、実効に向けた取り組みを進めていますが、本日は、桜江町の江尾集落での農業・農村を守るしくみづくりという内容の取組説明を受けることになっています。全国的にも、農業者の高齢化が進んでおります。地域農業を守るという計画を着実に進めるためにも、ご協力をよろしくお願いします。また、先日のエリア別会議では、一部の委員への伝達不足ということもありました。たいへん申し訳ありませんでした。今後は事務局ともども、十分に注意を払っていきたいと思いますので、ご容赦ください。また、本日の総会は、ご案内のように、先月の過去最多件数とは違い、促進計画の報告と５条許可申請の４件のみと極端に少ないようですが、活発な議論をよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和６年度、第１２回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、野村推進委員、階本推進委員が欠席と聞いております。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第１、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解をいただきましたので、３番 二本木委員、４番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（権利の移転）について

《 桜江町川越 》

会 長 日程第２ 報告第１号「農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

[illegible]

《 金田町 》

3番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は1,406㎡、金田町●●●番●、地目は田、面積は1,665㎡、金田町●●●番●、地目は田、面積は1,670㎡です。貸借権を設定する者は、●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和12年12月31日までの5年10ヶ月です。4番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は1,576㎡、金田町●●●番●、地目は田、面積は1,733㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和12年12月31日までの5年10ヶ月です。5番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和12年12月31日までの5年10ヶ月です。6番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は953㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和12年12月31日までの5年10ヶ月です。7番です。農地の所在は、金田町●●●番●、地目は田、面積は720㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和12年12月31日までの5年10ヶ月です。

[illegible]

9番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,047㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,443㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和10年12月31日までの3年10ヶ月です。10番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番、地目は田、面積は1,447㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,430㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●●町●●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和10年12月31日までの3年10ヶ月です。11番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,225㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和10年12月31日までの3年10ヶ月です。12番です。農地の所在は、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,069㎡、二宮町神主●●●●番●、地目は田、面積は1,089㎡です。貸借権を設定する者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地内第●です。貸借権の設定を受ける者が、●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。使用貸借で、貸借期間は令和7年3月18日から令和10年12月31日までの3年10ヶ月です。以上です。

- 5 -

会 長 質問等が無いようです。報告のとおり「農用地利用集積等促進計画について」はご了承願います。

会 長 次に、日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

す。申請地は国道 9 号線を●●●●●●付近から約●●km●●方面に進んだ●●です。付近には●●●●と書いてある●●があり、歩いて●●mくらい●●に申請地があります。地図上では、●●●●●●●や●●●●●●●がありますが、現在は取り壊されていまして、国道から見ると広い空き地状態になっています。申請地はその奥側ですが、国道から見通せる状態です。番号 2 の●●●●番●●は、●●●●●●●や●●●●●●の地図上でいうと上の隣接した部分です。●●●●番●●はその海側で、一段低くなっていまして、60 センチくらいは段差がある状態になっています。4 番も同様に、●●●●●●●や●●●●●●●からあった場所に比べると、段差がある状態です。そんなに多くはないですが、茅や雑草が生えていましたので、数年は耕作していないと思われます。また、4 番の●●●●番●と●●●●番●には、現在は使っているかどうかの確認はできませんでしたが、用水路だったのではないかとと思われるような施設が残っていました。耕作しているような状況ではなくて、膝くらいまでの雑草が生えている状態でした。近隣には、耕作している農地はありませんので、店舗兼駐車場に使われても、周辺農地には影響を与えないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

深野委員 赤線部分、道路に沿った部分の家が取り壊されていますので、その用地どうするのかを聞いておきたかったのですが。以上です。

事務局 赤い斜線部分から●●●側ですけれど、駐車場から●●●●●までは現在は全部解体、整地されていまして、元々が宅地だったようで、今回の転用区域と一体的に活用して店舗や駐車場にするとのことです。地図上では、駐車場とかいてあるところから●●●●●番●●の半分くらいまでを店舗として使い、お客様駐車場としている部分は、●●●●●番●と●●●●●番●で、●●●●●番●●は職員駐車場ということでした。以上です。

原田委員 私が質問したらおかしいのですが、事務局の方に確認したいのですが、対価が 10a あたり●●●●万円ですか、これは高すぎるのでは・・・。

事務局 間違いありません。高額だとは思いますが。

原田委員 間違いありませんか・・・。計算が違ふのかなと思いました。

会 長 他にございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決すること
に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
の 2、3、4 について」は、可決されました。

その他

会 長 次に、日程第 4、その他、委員会に諮る案件について、事務局からなにかご
ざいますか。

事務局 江津市農業委員会規程の一部改正について提案します。内容の説明をさせて
いただきます。

事務局長 江津市農業委員会規定の一部改正について、お手元に配布した資料をご覧
ください。1 番の改正理由のところですよ。江津市の事務処理規則ですが、4 月
からの江津市文書管理事務の電子決済システム導入に併せて制定します。それ
に伴って、委員会においても、市が新たに制定する規則を農業委員会規程に準
用する旨の改正が必要になったということです。内部の文書処理等の事務処理
に係るものでございまして、適用年月は令和 7 年 4 月 1 日からとなっております、市の文書管理規定の改正告示に合わせて、農業委員会の規程の改正も 3
月 19 日に告示を行いました。

会 長 ただいま事務局のほうから規程の改正について報告がありましたが、ご質問
ございませんか。

〔 なし 〕

会 長 質問等が無いようですので、規程の改正について、ご承認をよろしくお願い
いたします。

会 長 その他、皆さんからなにかございますか。

〔 なし 〕

会 長 以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 6 年度、
第 12 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、新
年度となります。4 月 21 日月曜日、江津市総合市民センターで開催いたしま
す。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員